

店頭外国為替証拠金取引約款・規定集 / 店頭通貨オプション取引約款・規定集（個人のお客様）

旧	新（改訂事項）
目次	目次
1. 店頭外国為替証拠金取引約款 3 2. 店頭外国為替証拠金取引規定 13	1. 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引約款 3 2. 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引規定 15
店頭外国為替証拠金取引約款（契約約款）	店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引約款（契約約款）
この契約約款（以下「本約款」という。）は、契約者本人（以下「お客様」という。）が、株式会社外為オンライン（以下「当社」という。）との間で行う「店頭外国為替証拠金取引」（以下「本取引」という。）に関する権利・義務関係を明確にするための取決めである。 お客様が、本約款・取引規定、別紙の「店頭外国為替証拠金取引説明書」（以下「取引説明書」という。）を十分理解し、それぞれに規定したルールに従って取引を行うことを同意された場合のみ、当社はお客様との取引を行うものとする。 お客様は、当社から説明を受けた、本約款第2条第1項に定義する本取引の特徴、取引の仕組み等取引に関する内容を十分把握し、お客様の判断と責任において本取引を行うものとする。ついては、当社に本取引口座を設定するに際し、金融商品取引法その他の関係法令および一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、別途、「店頭外国為替証拠金取引に関する確認書」（以下「確認書」という。）を差し入れる、または電磁的方法により、その内容を同意するものとする。	この契約約款（以下「本約款」という。）は、契約者本人（以下「お客様」という。）が、株式会社外為オンライン（以下「当社」という。）との間で行う「店頭外国為替証拠金取引」（以下「本FX取引」という。）および「店頭外国為替証拠金取引」および「店頭通貨オプション取引」を併せて行う取引（以下「オフセット注文」という。）（以下、「本FX取引」と「オフセット注文」を総称して「本取引」という。）に関する権利・義務関係を明確にするための取決めである。 お客様が、本約款・「店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引規定」（以下「取引規定」という。）、別紙の「店頭外国為替証拠金取引・店頭通貨オプション取引説明書」（以下「取引説明書」という。）を十分理解し、それぞれに規定したルールに従って取引を行うことを同意された場合のみ、当社はお客様との取引を行うものとする。 お客様は、本約款第2条第1項に定義する本FX取引およびオフセット注文の特徴、取引の仕組み等取引に関する内容を十分把握し、お客様の判断と責任において本取引を行うものとする。ついては、当社に本取引口座を設定するに際し、金融商品取引法その他の関係法令および一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、別途、「店頭外国為替証拠金取引に関する確認書」および「店頭通貨オプション取引に関する確認書」を差し入れる、または電磁的方法により、その内容を同意するものとする。
第2条 取引対象及び決済方法	第2条 取引対象及び決済方法
1 お客様が当社と行う本取引は、通貨の売買取引で、金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する店頭金融先物取引の一つであること。 2 お客様が当社と行う本取引の形態は、店頭相対取引であり、インターネットを利用したオンライン取引により行うこと。 3 お客様が当社と行う本取引の決済は、反対売買による差金決済で行うこと。 4 差金決済による金銭の授受は日本円にて行うこと。 5 お客様が取引した本取引の建玉は、取扱時間内において、お客様の意思で決済することができること。但し下記の場合においては、当社がお客様の意思に関係なくこれを決済することができること。 (1) 第12条に定める期限の利益の喪失の場合。 (2) 第13条第6項に該当する場合。（ロスカット） (3) 第13条第7項に該当する場合。（証拠金規制による強制決済）	1 お客様が当社と行う本FX取引は、金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第2号に規定する取引であること。また、オフセット注文は、金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第4号に規定する取引であること。 2 お客様が当社と行う本FX取引の形態は、相対取引（店頭取引）であり、インターネットを利用したオンライン取引により行うこと。 3 お客様が当社と行う本FX取引の決済は、反対売買による差金決済で行うこと。 4 差金決済による金銭の授受は日本円にて行うこと。 5 お客様が取引した本FX取引の建玉は、取扱時間内において、お客様の意思で決済することができること。但し下記の場合においては、当社がお客様の意思に関係なくこれを決済することができること。 (1) 第13条第1項または第2項に該当する場合において期限の利益を喪失した場合。（期限の利益の喪失） (2) 第14条第6項に該当する場合。（ロスカット） (3) 第14条第7項に該当する場合。（証拠金規制による強制決済） (4) 第8条第4号に該当する場合。（オプション期限到来時の自動決済）
(新設)	第8条 オフセット注文
	オフセット注文については、次の各号に定めるところによること。 (1) オフセット注文においては、本FX取引の新規約定と同時に、当社の定めた条件のオプションを購入すること。 (2) 購入したオプションの売却はできないこと。 (3) オフセット注文の本FX取引建玉を決済したとき、為替差損が発生していた場合は自動的にオプションが行使されること。 (4) 決済期限にオフセット注文の本FX取引建玉を保有していた場合は、東京時間15時に自動的に決済すること。
第8条 決済条件の変更	第9条 決済条件の変更
第9条 諸通知	第10条 諸通知
第10条 諸料金等	第11条 諸料金等
第11条 禁止事項	第12条 禁止事項
第12条 期限の利益の喪失	第13条 期限の利益の喪失
第13条 期限の利益を喪失した場合等における本取引の反対売買	第14条 期限の利益を喪失した場合等における本取引の反対売買
第14条 差引計算	第15条 差引計算
第15条 証拠金等の処分	第16条 証拠金等の処分
第16条 充当の指定	第17条 充当の指定
債務の弁済または第14条の差引計算を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序方法により充当することができること。	債務の弁済または第15条の差引計算を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序方法により充当することができること。

第17条 遅延損害金の支払	第18条 遅延損害金の支払
第18条 債権譲渡等の禁止	第19条 債権譲渡等の禁止
第19条 報告	第20条 報告
第12条第1項および第2項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、お客様、相続人または合理的な事由を有する利害関係人は、当社に対し直ちに書面または電磁的方法をもってその旨の報告をすること。	第13条第1項および第2項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、お客様、相続人または合理的な事由を有する利害関係人は、当社に対し直ちに書面または電磁的方法をもってその旨の報告をすること。
第20条 届出事項の変更届出	第21条 届出事項の変更届出
第21条 報告書等の作成および提出	第22条 報告書等の作成および提出
第22条 本約款の解約	第23条 本約款の解約
1 次の各号のいずれかに該当し、またはお客様が第11条及び第12条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本約款は解約されること。ただし、解約時においてお客様との未決済勘定が残存する場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は効力を有するものとする。	1 次の各号のいずれかに該当し、またはお客様が第12条及び第13条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本約款は解約されること。ただし、解約時においてお客様との未決済勘定が残存する場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は効力を有するものとする。
第23条 免責事項	第24条 免責事項
第24条 通知の効力	第25条 通知の効力
第25条 準拠法	第26条 準拠法
第26条 合意管轄	第27条 合意管轄
第27条 本約款の変更	第28条 本約款の変更
1 『店頭外国為替証拠金取引約款・規定集』、『店頭外国為替証拠金取引説明書』および『個人情報の提供に関する同意書』（以下、「本約款等」という。）は法令等の変更、監督官庁の指示、その他当社の必要が生じたときは改訂することができること。	1 『店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引約款・規定集』、『店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引説明書』および『個人情報の提供に関する同意書』『店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引に関する確認書』（以下、「本約款等」という。）は法令等の変更、監督官庁の指示、その他当社の必要が生じたときは改訂することができること。
第28条 クーリングオフについて	第29条 クーリングオフについて
第29条 分離独立条項	第30条 分離独立条項
第30条 取得情報の個人利用	第31条 取得情報の個人利用
第31条 FATCAの取扱い	第32条 FATCAの取扱い
店頭外国為替証拠金取引規定	店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引規定
お客様が株式会社外為オンライン(以下「当社」という。)の「店頭外国為替証拠金取引」(以下「FX取引」という。)を行うに際して、基本的な取決めである「店頭外国為替証拠金取引約款」(以下「契約約款」という。)の補足的細則である「取引規定」を定める。	お客様が株式会社外為オンライン(以下「当社」という。)の「店頭外国為替証拠金取引」(以下「FX取引」という。)および「店頭外国為替証拠金取引」および「店頭通貨オプション取引」を併せて行う取引(以下「オフセット注文」という。)(以下、「FX取引」と「オフセット注文」を総称して「本取引」という。)を行うに際して、基本的な取決めである「店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引約款」(以下「契約約款」という。)の補足的細則として本取引規定を定める。
第1条 FX取引の利用	第1条 本取引の利用
契約約款に基づいて定められた範囲内において以下の事項に全て該当する場合のみ、FX取引の利用を認められるものとする。	契約約款に基づいて定められた範囲内において以下の事項に全て該当する場合のみ、本取引の利用を認められるものとする。
①お客様がFX取引に係る契約約款・取引規定・「店頭外国為替証拠金取引説明書」(以下「取引説明書」という。)その他事前に交付された全ての書類を熟読し、内容を十分に理解の上、合意し、当社指定の書式に必要事項を記載した上でFX取引の申込みを行い、当社における所定の審査手続を経て承諾された場合。	①お客様が本取引に係る契約約款・取引規定・「店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引説明書」(以下「取引説明書」という。)その他事前に交付された全ての書類を熟読し、内容を十分に理解の上、合意し、当社指定の書式に必要事項を記載した上で本FX取引の申込みを行い、当社における所定の審査手続を経て承諾された場合。
第4条 FX取引の注文の受付	第4条 本取引の注文の受付
お客様がFX取引を利用して行う売買注文については、お客様が所定の取引画面において注文の入力を行った後、当社においてその入力の受信を確認した時点で注文の受付が成立したものとする。	お客様が本取引を利用して行う売買注文については、お客様が所定の取引画面において注文の入力を行った後、当社においてその入力の受信を確認した時点で注文の受付が成立したものとする。
第5条 FX取引のサービス内容	第5条 本取引のサービス内容
(1)当社は、取引説明書及び当社ホームページ上の取引要綱詳細に定めるところにより、お客様に対してFX取引のサービスを提供するものとする。 (2)契約約款、取引規定等、FX取引についてお客様に提供するサービス内容に関して、事前に通知することなく追加・変更・削除する場合があります。 (3)契約約款、取引規定等、FX取引についてお客様に提供するサービス内容に関して、追加・変更・削除があった場合は第10条に定める方法にてお客様に通知するものとする。	(1)当社は、取引説明書及び当社ホームページ上の取引要綱詳細に定めるところにより、お客様に対して本取引のサービスを提供するものとする。 (2)契約約款、取引規定等、本取引についてお客様に提供するサービス内容に関して、事前に通知することなく追加・変更・削除する場合があります。 (3)契約約款、取引規定等、本取引についてお客様に提供するサービス内容に関して、追加・変更・削除があった場合は第10条に定める方法にてお客様に通知するものとする。
第6条 使用機器及び回線	第6条 使用機器及び回線
FX取引は以下のパソコン環境、及びNTTdocomo、au、SoftBankのいずれかの携帯端末にて行うものとする。	本取引は以下のパソコン環境、及びNTTdocomo、au、SoftBankのいずれかの携帯端末にて行うものとする。

第7条 ロスカットについて	第7条 ロスカットについて
FX取引ではコースによりロスカット値を選択できるものとする。	本取引ではコースによりロスカット値を選択できるものとする。
第8条 注文の取消・変更	第8条 注文の取消・変更
(1)お客様はFX取引を利用して行った売買注文について、成立前の注文に限り、取消または変更を行うことができる。	(1)お客様は本取引を利用して行った売買注文について、成立前の注文に限り、取消または変更を行うことができる。
(4)お客様がFX取引を利用して行った売買注文について、以下の事項に該当する場合、当社は決済注文を除き、全ての注文の執行を行わないものとする。	(4)お客様が本取引を利用して行った売買注文について、以下の事項に該当する場合、当社は決済注文を除き、全ての注文の執行を行わないものとする。
②お客様がFX取引を利用して行った売買注文の内容が、法令、その他の諸規則等に反するものであった場合。	②お客様が本取引を利用して行った売買注文の内容が、法令、その他の諸規則等に反するものであった場合。
第9条 売買注文成立の確認	第9条 売買注文成立の確認
お客様は売買注文の成立若しくは不成立を、FX取引画面に表示し、お客様自身で確認するものとする。	お客様は売買注文の成立若しくは不成立を、本取引画面に表示し、お客様自身で確認するものとする。
第10条 連絡方法	第10条 連絡方法
取引に関する通常の連絡方法として、当社のFX取引画面、電子メール、ホームページにて発信するものとする。	取引に関する通常の連絡方法として、当社の本取引画面、電子メール、ホームページにて発信するものとする。
第11条 電話等による注文	第11条 電話等による注文
FX取引ではFX取引画面以外からの注文は一切受け付けられないものとする。	本取引では本取引画面以外からの注文は一切受け付けられないものとする。
第12条 システム障害	第12条 システム障害
(1)FX取引においてシステム障害が発生し、お客様がFX取引を利用できなくなった場合にも、電話等での注文は受け付けられないものとする。	(1)本取引においてシステム障害が発生し、お客様が本取引を利用できなくなった場合にも、電話等での注文は受け付けられないものとする。
(2)当社はFX取引のシステム障害発生時に緊急を要する連絡事項がある場合は、ホームページまたは電子メールにより告知するよう努めることとする。	(2)当社は本取引のシステム障害発生時に緊急を要する連絡事項がある場合は、ホームページまたは電子メールにより告知するよう努めることとする。
(3)当社はFX取引のシステム障害に起因して発生した損害についての補填を保証しないものとする。	(3)当社は本取引のシステム障害に起因して発生した損害についての補填を保証しないものとする。
第14条 証拠金の入出金	第14条 証拠金の入出金
(1)お客様の証拠金の入出金については契約約款及び取引説明書に明記、出金依頼についてはFX取引画面の出金メニューにて行うこととする。	(1)お客様の証拠金の入出金については契約約款及び取引説明書に明記、出金依頼については本取引画面の出金メニューにて行うこととする。
(2)お客様はFX取引を始めるにあたって、当社の指定金融機関口座に振込送金する方法により証拠金の入金を行うものとする。FX取引は、当社が当該口座への取引証拠金の入金を確認し、当該入金処理を終了した時点から取引可能となる。	(2)お客様は本取引を始めるにあたって、当社の指定金融機関口座に振込送金する方法により証拠金の入金を行うものとする。本FX取引は、当社が当該口座への取引証拠金の入金を確認し、当該入金処理を終了した時点から取引可能となる。
(4)クイック入金ご利用時におきまして、手続き途中で終了したり、タイムアウト等で正常に処理が完了しなかった場合は、即時反映が行われず、反映までに2営業日程、時間をいただく場合がある。	(4)クイック入金ご利用時において、手続き途中で終了したり、タイムアウト等で正常に処理が完了しなかった場合は、即時反映が行われず、反映までに2営業日程、時間を要する場合がある。
第15条 取引規定、契約約款並びに取引説明書の訂正と承認	第15条 取引規定、契約約款並びに取引説明書の訂正と承認
(2)前項通知後にお客様がFX取引の決済注文以外の取引を行った場合は、取引規定、契約約款並びに取引説明書の改定又はFX取引に係るサービス内容の変更を承認の上なされたものとする。	(2)前項通知後にお客様が本取引の決済注文以外の取引を行った場合は、取引規定、契約約款並びに取引説明書の改定又は本取引に係るサービス内容の変更を承認の上なされたものとする。
第17条 取得情報の利用範囲	第17条 取得情報の利用範囲
お客様は、FX取引を利用して得られる情報をお客様の取引目的のみに利用するものであり、第三者への利用目的としないものとする。	お客様は、本取引を利用して得られる情報をお客様の取引目的のみに利用するものであり、第三者への利用目的としないものとする。